

千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所をいう。以下同じ。）の整備を促進するため、民間事業者が行う保育所の整備に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(対象者等)

第2条 補助の対象者は、千葉市が行う保育所の待機児童の解消に向けた保育園整備において小規模保育所等整備予定者とされた者で、保育所（分園を含む。）整備、または、定員増を伴う既存施設の改修事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者とする。

2 対象者が整備する保育所は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 新設の場合の定員は30人以上であること。
- (2) 分園設置及び定員増の場合は、増加する定員が20人以上であること。
- (3) 設備及び運営は、千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号）及び千葉市私立保育所設置認可要綱に適合するものであること。

(対象経費及び補助額等)

第3条 補助対象事業の対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする。

2 他の公的助成金等を受けるものは、補助の対象としない。

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金所要額調書
- (3) 部屋別面積表
- (4) 収支予算書（写）
- (5) 見積書（写）
- (6) 配置図、平面図等（改修前後）、案内図、写真等
- (7) 工事工程表
- (8) 購入備品一覧表

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難

となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

- (4) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続に準拠すること。
- (5) 施工業者の選定に当たっては、補助対象事業者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならない。
- (6) 補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助対象事業の完了後10年間保管すること。
- (7) 補助事業完了後、市長が特別に認める場合を除き、3か月以内に保育所の設置認可を得られない場合は、交付決定を取り消し、交付額全額の返還を求めるものとする。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更承認の申請等)

- 第7条 第5条第1号の規定による承認を受けようとするとき及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付決定変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助額の変更を決定し、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。
 - 3 第5条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市民間保育園整備促進事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 補助対象事業者は、規則第12条の規定により報告しようとするときは、補助対象事業完了後15日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する会計年度の末日のいずれか早い期日までに、千葉市民間保育園整備促進事業補助金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。
- 2 事業が翌年度に渡り、かつ、市長の承認を得たときは、千葉市民間保育園整備促進事業補助金年度終了報告書(様式第7号)をこの補助事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日までに市長に提出しなければならない。
 - 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、同条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民間保育園整備促進事業補助金額確定通知書(様式第8号)によるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第8条によ

る実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第13号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

- 第11条 補助対象事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

- 第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）によるものとする。

（届出及び調査）

- 第13条 補助金の交付決定を受けた者は、事業に着手したときは、着手報告書（様式第11号）を7日以内に市長に届け出なければならない。
- 2 市長が必要と認めたときは、随時その補助金の執行状況について、帳簿、書類、その他必要な物件等を調査し又は参考となるべき事項について報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（返還命令等）

- 第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市民間保育園整備促進事業補助金返還命令書（様式第12号）によるものとする。

（財産の処分の制限）

- 第15条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚労省告示第384号）の規定の例による。
- 2 市長は、規則第20条の規定により補助対象事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成23年3月31日をもって廃止する。
- 2 この要綱の廃止日以前に交付決定を行った補助事業で、廃止日以降継続しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日以降も継続するものとし、平成22年6月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月31日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別 表

対象経費	補助額
条例に定める設備の基準を満たすために必要な整備に係る費用とする。補助の対象となる経費は毎年度国が定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱の規定を準用する。ただし、次に掲げる費用は含まないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権含む。）の買収に係る費用 (3) 保育所の専用となる部分ではない改修等に係る費用 (4) 設計料及び工事監理費 (5) リースによる設備の整備費用 (6) その他整備として適当と認められないもの	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基準額として、当該補助基準額に補助率4分の3を乗じて得た額（当該金額に千円未満の端数があるときはこれを切捨てる。） ただし、補助額は以下のとおりとする。 (1) 新設の場合 ア 定員が60人以上のときは、55,780千円を限度とする。 イ 定員が50人以上59人以下のときは、36,989千円を限度とする。 ウ 定員が49人以下のときは、30,989千円を限度とする。 (2) 定員増の場合 30,989千円を限度とする。 (3) 分園の場合 21,249千円を限度とする。

様式第 1 号

年 月 日

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
保育園名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度千葉市民間保育園整備促進事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第 3 条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の交付申請額	円
交付を受けたい時期	年 月
添 付 書 類	1 事業計画書(様式第 1 号別紙 1) 2 補助金所要額調書(様式第 1 号別紙 2) 3 部屋別面積表(様式第 1 号別紙 3) 4 収支予算書(写) 5 見積書(写) 6 配置図、平面図等(改修前後)、案内図、写真等 7 工事工程表 8 購入備品一覧表

担当部署名 : _____
担当者名 : _____
連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____

様式第1号別紙1

事業計画書

1 保育園名

2 保育園所在地

3 法人名

4 施設の概要

開園予定日（ 年 月 日）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員	人	人	人	人	人	人	人

※定員増を伴う改修を行う場合は、変更後の人数を記載し、別途変更内訳等を添付すること。

5 補助を受けようとする整備の実施理由及び効果

6 事業計画の内容

(1) 整備の内容

(2) 事業費の内訳

区分	総事業費（予定額）	対象経費の支出予定額	備考
整備費			
備品購入費			
大型遊具購入費			
その他			
計			

(3) 財 源 内 訳

ア 市 補 助 金

円

イ 設置者負担金

①寄付金

円

②借入金

円 (契約書(写)添付)

③その他

円

計

円

(※事業費と財源の合計が一致するように記入すること。)

(4) 事業予定期間

自

年

月

日

至

年

月

日

補助金所要額調書

保育園名

(単位 円)

総事業費 (予定額) A	対象経費の 支出予定額 B	寄付金その 他の収入 C	補助基準額 (A・C と B を比較し 低い値) D	補助率 E	(D × E) F	補助金所要額 G
				3 / 4		

注：補助金所要額（G）は、以下のとおりとする。ただし、千円未満は切り捨てとする。

(1) 新設の場合

- ア 定員が 60 人以上のときは F と 55,780,000 円とを比較し低い値
- イ 定員が 50 人以上 59 人以下のときは F と 36,989,000 円とを比較し低い値
- ウ 定員が 49 人以下のときは F と 30,989,000 円とを比較し低い値

(2) 定員増の場合

- F と 30,989,000 円とを比較し低い値

(3) 分園の場合

- F と 21,249,000 円とを比較し低い値

様式第 1 号別紙 3

部屋別面積表

保育園名

部屋名	面積	市基準面積	備考
0 歳児室	m ²	3.3 m ² × 人 = m ²	
1 歳児室	m ²	3.3 m ² × 人 = m ²	
2 歳児室	m ²	1.98 m ² × 人 = m ²	
3 歳児室	m ²	1.98 m ² × 人 = m ²	
4 歳児室	m ²	1.98 m ² × 人 = m ²	
5 歳以上児室	m ²	1.98 m ² × 人 = m ²	
遊戯室	m ²		
調理室	m ²		
調理室前室	m ²		
食品庫	m ²		
調理員便所	m ²		大便器 個 小便器 個
調乳室	m ²		
沐浴室	m ²		
便所（0・1 歳児用）	m ²		大便器 個 小便器 個
便所（2 歳以上児用）	m ²		大便器 個 小便器 個
便所（職員用）	m ²		大便器 個 小便器 個
事務室	m ²		
医務室	m ²		
職員休憩室・更衣室	m ²		
洗濯室	m ²		
その他	m ²		
	m ²		
	m ²		
合計	m ²		

屋外遊戯場（設ける場合のみ）

面積	市基準面積	備考
m ²	3.3 m ² × 人 m ²	

定員内訳

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳未満児計	3 歳児	4 歳児	5 歳以上児	3 歳以上児計	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

※定員増を伴う改修を行う場合は、変更後の面積・人数等を記載し、別途変更内訳等を添付すること。

様

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市民間保育園整備促進事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	(1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。 (2) 補助対象事業を中止し又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続に準拠すること。 (5) 施工業者の選定に当たっては、補助対象事業者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族、及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならない。 (6) 補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助対象事業の完了後 10 年間保管すること。 (7) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付要綱第 8 条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 (8) 事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。市長は、前述の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (9) 補助事業完了後、市長が特別に認める場合を除き、3 か月以内に保育所の設置認可を得られない場合は、交付決定を取り消し、交付額全額の返還を求めるものとする。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 3 号

年 月 日

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
交付決定変更申請書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
保育園名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市民間保育園整備促進事業補助金について、次のとおり補助金の交付決定額を変更されたく、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

補助金の交付決定額	円
変 更 申 請 額	円
交付を受けたい時期	年 月
変 更 理 由	
添 付 書 類	1 事業計画書(様式第 3 号別紙 1) 2 補助金所要額調書(様式第 3 号別紙 2) 3 部屋別面積表(様式第 3 号別紙 3) 4 収支予算書(写) 5 見積書(写) 6 配置図、平面図等(改修前後)、案内図、写真等 7 工事工程表 8 購入備品一覧表

担当部署名 : _____
 担当者名 : _____
 連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____

様式第3号別紙1

事業計画書

1 保育園名

2 保育園所在地

3 法人名

4 施設の概要

開園予定日（ 年 月 日）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員	人	人	人	人	人	人	人

※定員増を伴う改修を行う場合は、変更後の人数を記載し、別途変更内訳等を添付すること。

5 補助を受けようとする整備の実施理由及び効果

6 事業計画の内容

(1) 整備の内容

(2) 事業費の内訳

区分	総事業費	対象経費の実支出額	備考
整備費			
備品購入費			
大型遊具購入費			
その他			
計			

(3) 財 源 内 訳

ア 市 補 助 金

円

イ 設置者負担金

① 寄付金

円

② 借入金

円 (契約書(写)添付)

③ その他

円

計

円

(4) 事業予定期間

自

年

月

日

至

年

月

日

様式第 3 号別紙 2

補助金所要額調書

保育園名

(単位 円)

総事業費 (予定額) A	対象経費の 支出予定額 B	寄付金その 他の収入 C	補助基準額 (A・C と B を比較し 低い値) D	補助率 E	(D × E) F	補助金所要額 G
				3 / 4		

注：補助金所要額（G）は、以下のとおりとする。ただし、千円未満は切り捨てとする。

（1）新設の場合

ア 定員が 60 人以上のときは F と 55,780,000 円とを比較し低い値

イ 定員が 50 人以上 59 人以下のときは F と 36,989,000 円とを比較し低い値

ウ 定員が 49 人以下のときは F と 30,989,000 円とを比較し低い値

（2）定員増の場合

F と 30,989,000 円とを比較し低い値

（3）分園の場合

F と 21,249,000 円とを比較し低い値

様式第 3 号別紙 3

部屋別面積表

保育園名

部屋名	面積	市基準面積	備考
0 歳児室	m ²	3.3 m ² × 人 = m ²	
1 歳児室	m ²	3.3 m ² × 人 = m ²	
2 歳児室	m ²	1.98 m ² × 人 = m ²	
3 歳児室	m ²	1.98 m ² × 人 = m ²	
4 歳児室	m ²	1.98 m ² × 人 = m ²	
5 歳以上児室	m ²	1.98 m ² × 人 = m ²	
遊戯室	m ²		
調理室	m ²		
調理室前室	m ²		
食品庫	m ²		
調理員便所	m ²		大便器 個 小便器 個
調乳室	m ²		
沐浴室	m ²		
便所（0・1 歳児用）	m ²		大便器 個 小便器 個
便所（2 歳以上児用）	m ²		大便器 個 小便器 個
便所（職員用）	m ²		大便器 個 小便器 個
事務室	m ²		
医務室	m ²		
職員休憩室・更衣室	m ²		
洗濯室	m ²		
その他	m ²		
	m ²		
	m ²		
合計	m ²		

屋外遊戯場

面積	市基準面積	備考
m ²	3.3 m ² × 人 m ²	

定員内訳

0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳未満児計	3 歳児	4 歳児	5 歳以上児	3 歳以上児計	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人

※定員増を伴う改修を行う場合は、変更後の人数を記載し、別途変更内訳等を添付すること。

様

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市民間保育園整備促進事業補助金について、次のとおり交付決定の変更をしたので、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月
交 付 条 件	(1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。 (2) 補助対象事業を中止し又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 (4) 補助事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続に準拠すること。 (5) 施工業者の選定に当たっては、補助対象事業者の役員、社員、寄付者、これらの者の親族、及び関連会社等その他特別の関係にある者を入札等に参加させてはならない。 (6) 補助対象事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類並びに補助金の執行状況についての書類を作成し、これを補助対象事業の完了後 10 年間保管すること。 (7) 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付要綱第 8 条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 (8) 事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。市長は、前述の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 (9) 補助事業完了後、市長が特別に認める場合を除き、3 か月以内に保育所の設置認可を得られない場合は、交付決定を取り消し、交付額全額の返還を求めるものとする。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 5 号

年 月 日

千葉市民間保育園整備促進事業
中止（廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
保育園名

（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉市民間保育園整備促進事業を次のとおり中止（廃止）したいので、承認されますよう千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により申請します。

補助金の交付決定額	円
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
添付書類	1 中止（廃止）の理由を証する書類 2 その他市長が特に必要と認める書類

担当部署名：
担当者名：
連絡先（電話番号、メールアドレス等）：

様式第 6 号

年 月 日

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
保育園名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付
決定のあった千葉市民間保育園整備促進事業の実績について、千葉市補助金等交付規則 12 条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
補助対象事業の経費精算額	円
添付書類	1 事業報告書(様式第 6 号別紙 1) 2 事業費収支精算書(様式第 6 号別紙 2) 3 収支決算(見込)書(写) 4 工事請負契約書(写)又は物品供給契約書(写)等 5 請求書・領収書(写) 6 補助対象事業となった主要部分の写真(施工前・後) 7 購入備品一覧表 8 契約業者からの完了届及び納品書(写) 9 工事完了を確認するに足る書類及び設備備品等の検収調書(写)

担当部署名 : _____
 担当者名 : _____
 連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____

様式第6号別紙1

事業報告書

1 保育園名

2 所在地

3 法人名

4 施設の概要

開園予定日（ 年 月 日）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
定員	人	人	人	人	人	人	人

5 補助を受けようとする整備の実施理由及び効果

6 事業計画の内容

(1) 整備の内容

(2) 事業費の内訳

区分	総事業費	対象経費の実支出額
整備費		
備品購入費		
大型遊具購入費		
その他		
計		

(3) 財 源 内 訳

ア 市 補 助 金

円

イ 設置者負担金

円

①寄付金

②借入金

円 (契約書(写)添付)

③その他

円

計

円

(※事業費と財源の合計が一致するように記入すること。)

(4) 実施状況

ア 契約年月日

年

月

日

イ 着工年月日

年

月

日

ウ 完成年月日

年

月

日

様式第 6 号別紙 2

事業費収支精算書

保育園名

(単位 円)

総事業費 A	対象経費の 実支出額 B	寄付金その 他の収入 C	補助基準額 (A・C と B を比較し 低い値) D	補助率 E	(D × E) F	補助金所要額 G
				3 / 4		

注：補助金所要額（G）は、以下のとおりとする。ただし、千円未満は切り捨てとする。

（1）新設の場合

ア 定員が 60 人以上のときは F と 55,780,000 円とを比較し低い値

イ 定員が 50 人以上 59 人以下のときは F と 36,989,000 円とを比較し低い値

ウ 定員が 49 人以下のときは F と 30,989,000 円とを比較し低い値

（2）定員増の場合

F と 30,989,000 円とを比較し低い値

（3）分園の場合

F と 21,249,000 円とを比較し低い値

様式第 7 号

年 月 日

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
年度終了報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
保育園名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった千葉市民間保育園整備促進事業補助金については、市の会計年度が終了したことに伴い、千葉市補助金等交付規則第 12 条後段の規定により次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
年度内事業進捗率	%
添付書類	1 年度内遂行実績(様式第 7 号別紙) 2 工事監理者からの出来高報告書(写) 3 その他市長が特に必要と認める書類

担当部署名 : _____
担当者名 : _____
連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____

様式第 7 号別紙

年度内遂行実績

保育園名 _____

契約業者

事業の名称		
交付決定の内容	事業費	円
	補助金額	円
年度内遂行実績	事業費支払実績見込額	円
	事業進捗率	%
翌年度繰越額	事業費	円
	補助金額	円
事業実施期間	着手年月	年 月 日
	完了予定年月	年 月 日
備考		

様

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
額確定通知書

年 月 日付け千葉市民間保育園整備促進事業補助金実績報告書により、
年度千葉市民間保育園整備促進事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助対象事業の経費精算額	円
補助率	3 / 4
補助金の確定額	円
備考	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

年 月 日

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
保育園名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市達 第 号により確定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助金の確定額	円
交付請求額	円
添付書類	1 千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付決定通知書(写) 2 千葉市民間保育園整備促進事業補助金額確定通知書(写)

担当部署名 : _____
担当者名 : _____
連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____

千葉市達 第 号

様

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

着手報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
保育園名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の
交付決定のあった千葉市民間保育園整備促進事業補助金について、工事等着手したため、千葉市民間保育園整備促進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により報告します。

契約名称	
契約先	住所 氏名
契約日	年 月 日
契約額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
添付書類	1 業者が作成した着手報告書(写) 2 工程表(備品の場合は納入予定日が分かるもの。)

(※補助対象契約総数)

注：補助対象契約ごとに 1 通提出すること。

担当部署名：_____
担当者名：_____
連絡先(電話番号、メールアドレス等)：_____

様

千葉市民間保育園整備促進事業補助金
返還命令書

千葉市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項・第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日

千葉市長



補助金の交付決定額	円
補助金の交付確定額	
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

消費税仕入控除税額報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
法 人 名
代表者名
保育所名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付
決定のあった千葉市民間保育園整備促進事業に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択)
(2で「無」を選択の場合は以下不要) | 有 ・ 無 | |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択)
(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | 一般課税 ・ 簡易課税 | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

担当部署名 : _____
担当者名 : _____
連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____